委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

連番	担当課等		 委託業務番号		委託業務名称	委託業務場所	委託業務概要
廷田	契約期間		契約年月日	契約金額	契約相手方	選定理由	根拠規定
1	つようがい福祉課 長し福206号		医療的ケア児等コーディネーター配置事業委託		湖北福祉圏域(長浜市及び米原市全域)	保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐことを目的に医療的ケア児等コーディネーターを配置する。	
1		から	令和7年4月1日	3,124,000円	滋賀県野洲市北桜978番地の2 社会福祉法人びわこ学園	社会福祉法人びわこ学園は平成26年に重症心身障害者通所施設えがおを開所され、湖北圏域の医療的ケアが必要な方への支援を通じた支援方法や圏域の情報の蓄積、関係機関とのネットワークの構築がなされているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
2	しょうがい福祉課		令和7年度 長し福118号	長浜市重症心身しょ	うがい者医療型短期入所等利用支援事業委託	長浜市内 他	在宅で生活する医療的ケアが必要な重症心身しょうがいのある者及び児童が医療型短期入所等を利用する際の遠距離送迎に伴う介護者及び当事者の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに経済的支援を行う。
		から、	令和7年4月1日	事業単価 別添のとおり	長浜市末広町 2 4 0 - 1 7 ワイエフビル18 2F-A号 株式会社かすたねっと	移送中、車内での医療的ケアの提供が可能な民間救 急事業者がなく、代替できるサービスを提供できる 事業者が存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	しょうがい福祉課		令和7年度 長し福第6号	長浜市しょうがい者	訪問入浴サービス事業委託	長浜市内 他	この事業を利用しなければ入浴が困難な在宅の身体 しょうがい者に対して訪問により居宅において入浴 サービスを提供し、身体の清潔の保持及び心身機能 の維持等を図る。
3		から	令和7年4月1日	事業単価 介護保険法の規定 による基準により 算定した訪問入浴 介護に係る費用の 額	市内4事業所	要綱に基づく事業の実施について届出のあった事業 者について、事業内容を確認のうえ委託。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
4	しょうがい福祉課		令和7年度 長し福第7号	長浜市しょうがい者	等移動支援事業委託	長浜市内 他	屋外での移動が困難な心身に障害のある者・児童に 対して、外出のための介護を行い、地域での自立生 活及び社会参加を促進する。
·		から まで	令和7年4月1日	事業単価 別添のとおり	市内23事業所	要綱に基づく事業の実施について届出のあった事業 者について、事業内容を確認のうえ委託。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
5	しょうがい福祉課		令和7年度 長し福第8号	長浜市しょうがい者	等日中一時支援事業委託	長浜市内 他	心身にしょうがいのある者・児童に対して、日中における活動の場を確保するとともに社会生活力を高めるための訓練等を実施し、生きがいを高めること及び家族等の一時的な休息を提供し、生活の支援を図る。
		から まで	令和7年4月1日	事業単価 別添のとおり	市内28事業所	要綱に基づく事業の実施について届出のあった事業 者について、事業内容を確認のうえ委託。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	しょうがい福祉課		令和7年度 長し福第126号	地域活動支援センタ	-I型基礎的事業委託	長浜市室町396-2	サロン、創作的活動や生産活動、地域啓発等
6		から まで	令和7年4月1日	4,765,000円	長浜市鳥羽上町68番地1 社会福祉法人 ひかり福祉会	事業の継続性及び従来からの情報の蓄積があるた め。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
	しょうがい福祉課		令和7年度 長し福第125号	地域活動支援センタ	-I型機能強化事業委託	長浜市室町396-2	アドバイザー業務、地域ネットワークおよび就労支援システムの構築等
7		から まで	令和7年4月1日	4,765,000円	長浜市鳥羽上町68番地1 社会福祉法人 ひかり福祉会	事業の継続性及び従来からの情報の蓄積があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
8	しょうがい福祉課		令和7年度 長し福第254号	基幹相談支援センタ	一事業委託	長浜市湖北町速水1860	・総合的専門的な相談支援調整の実施、地域の横断 的な相談支援体制の構築 ・計画相談支援の進捗管理、長浜米原しょうがい者 自立支援協議会の運営
		から	令和7年4月1日	29,400,000円	長浜市湖北町速水 2 7 4 5 番地 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会	事業の継続性及び従来からの情報の蓄積があるた め。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
9	しょうがい福祉課	:	令和7年度 長し福第505~507 号	基幹相談支援センタ	一機能強化事業委託	長浜市内 他	湖北基幹相談支援センターの受託者と協働体制を構築し、総合的・専門的な相談支援整備を実施するための整備、地域の相談支援体制を強化するための業務、福祉圏域の事業の実施による地域づくりに資する業務を行う。
		から まで	令和7年4月1日	1事業者あたり 3,089,000円	社会福祉法人湖北会、社会福祉法人ひかり福祉会、 社会福祉法人滋賀県障害児協会	事業の継続性及び従来からの情報の蓄積があるた め。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
10	しょうがい福祉課		令和7年度 長し福第508号	基幹相談支援センタ	-機能強化事業委託	長浜市内 他	湖北基幹相談支援センターの受託者と協働体制を構築し、総合的・専門的な相談支援整備を実施するための整備、地域の相談支援体制を強化するための業務、福祉圏域の事業の実施による地域づくりに資する業務を行う。
		から	令和7年4月1日	4,400,000円	長浜市湖北町速水2745番地 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会	事業の継続性及び従来からの情報の蓄積があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

連番2

事業単価				
医療系車両運賃	ストレッチャー及び医療器材を利用した移送に係る運賃料金 (1) 初乗り料金 時間制の場合は1時間以内5,960円 距離制の場合は15キロメートル以内5,960円 (2) 加算料金 時間制の場合は30分ごとに2,340円加算 距離制の場合は7.5キロメートルごとに2,340円加算			
介護系車両運賃	車イスを利用した移送の際に係る運賃料金 (1) 初乗り料金 30分以内は2,570円 (2) 加算料金 30分ごとに2,570円を加算			
介助料	看護師 3,300円/時間 介護職 2,200円/時間 救急救命士 2,750円/時間			
有料道路通行料	移送に係る高速道路使用料(利用者の実費負担分を除く)			
酸素加算	酸素流量 (L) ×11円/分			
初回調整費	事業実施前に利用者の居宅を訪問し、利用者の生活状況等の調査費 1会計年度につき利用者1人当たり1回10,000円			

連番4

	身体	介護を伴う場合	の事業単価				
事業実施時間	従事者対利用者の割合						
事 来 天 旭 时 间	1対1	1対2	1対3	1対4	1対5		
30分以下	2,540円	1,520円	1,140円	890円	760円		
30分を超え 1 時間以下	4,020円	2,410円	1,810円	1,410円	1,210円		
1 時間を超え 1.5時間以下	5,840円	3,500円	2,630円	2,040円	1,750円		
1.5時間を超え 2時間以下	6,670円	4,000円	3,000円	2,340円	2,000円		
2 時間を超え 2. 5時間以下	7,500円	4,500円	3, 380円	2,630円	2, 250円		
2.5時間を超え 3時間以下	8,330円	5,000円	3,750円	2,920円	2,500円		
以後30分を 超えるごとに	830円	500円	370円	290円	250円		
	身体介	護を伴わない場	合の事業単位	li .			
事業実施時間	従事者対利用者の割合						
争来丢爬时间	1対1	1 対 2	1対3	1対4	1対5		
30分以下	1,050円	630円	470円	370円	320円		
30分を超え 1時間以下	1,970円	1,180円	890円	690円	590円		
1 時間を超え 1.5時間以下	2,760円	1,660円	1,240円	970円	830円		
1.5時間を超え 2時間以下	3,460円	2,080円	1,560円	1,210円	1,040円		
2 時間を超え 2. 5時間以下	4,160円	2,500円	1,870円	1,460円	1,250円		
2.5時間を超え 3時間以下	4,860円	2,920円	2, 190円	1,700円	1,460円		
以後30分を 超えるごとに	700円	420円	320円	250円	210円		

- 1 30分未満の端数がある場合は、切り上げる。
- 2 午前6時から午前8時までの時間帯にサービスを実施する場合は、該当時間帯の事業単価に 25%に相当する額(10円未満切捨て)を加算する。
- 3 午後6時から午後10時までの時間帯にサービスを実施する場合は、該当時間帯の事業単価に 25%に相当する額(10円未満切捨て)を加算する。
- 4 午後10時から午前6時までの時間帯にサービスを実施する場合は、該当時間帯の事業単価に 50%に相当する額(10円未満切捨て)を加算する。 5 サービスを提供する職員自らが車両を運転して行う移送行為中の時間については、事業の算
- 同時に2人の従事者が1人の利用者に対してサービスを実施する場合は、それぞれの従事者 が行うサービスにつき事業単価を算定する。

連番5

4単位(9時間超)	6,200円	3,100円	1,240円	14,400円		
N.	330円	7.5		1.0		
	た額	た額	た額	た額		
時間以下)	額を加算し	額を加算し	額を加算し	額を加算し		
3単位(6時間を超えて9	に、次の金	に、次の金	に、次の金	に、次の金	1, 100	300
	超えるごと	超えるごと	超えるごと	超えるごと	1,100円	300円
	に、30分を	に、30分を	に、30分を	に、30分を		
時間以下)	区分の金額	区分の金額	区分の金額	区分の金額		
2単位(3時間を超えて6	1 単位時間	1 単位時間	1単位時間	1単位時間		
1 単位(3時間以下)	2,200円	1,100円	440円	4,900円		
時間区分	事業単価	加算区分I	加算区分Ⅱ	医療ケア加 算	入浴加算	専門職員加 算

- 1 対象者が未就学児の場合又は学齢児(高校生を含む。)で行動援護対象若しくは重症心身 障害児として福祉事務所長が認定した場合は、各時間区分の事業単価に加算区分Ⅰの金額を 加算する。
- 2 対象者が学齢児(高校生を含む。)の場合又は18歳以上で行動援護対象若しくは重症心身 障害者として福祉事務所長が認定した場合は、各時間区分の事業単価に加算区分Ⅱの金額を 加算する。ただし、加算後の金額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。
- 3 対象者が、吸引・吸入、人工呼吸器による呼吸管理又は経管栄養等の医療ケアを常時必要 とすると福祉事務所長が認定した者に対して当該医療ケアを実施した場合は、各時間区分の 事業単価に医療ケア加算の金額を加算する。
- 4 対象者が自宅で入浴するのが困難であると福祉事務所長が認定した者に対して福祉事務所 長が認める範囲内で入浴サービスを提供した場合は、入浴加算の金額を加算する。
- 5 サービスを提供する事業所に看護師又は保育士を配置し事業を行った場合は、各時間区分 の事業単価に専門職員加算の金額を加算する。

	利用者負担に関する世帯階層と額			
	A階層	B階層	C階層	
時間区分	生活保護世帯に属 する場合又は福祉 事務所長が利用料 の支払いを要しな いと認めた場合		A及びB階層以外 の世帯に属する場 合	
1単位(3時間以下)		2	220円	
2単位(3時間を超えて6時間以下)			1単位時間区分の	
3単位(6時間を超えて9時間以下)	0 円	0円	金額に、30分を超 えるごとに、次の 金額を加算した額 33円	
4単位(9時間超)			620円	

	利用者負担に関する世帯階層と額
A階層	0円
B階層	0円
C階層	事業単価(加算額を含む。)の10%
(3+)	To the state of th

- 1 世帯階層の基準については、次のとおりとする。
- (1)A階層 生活保護世帯に属する場合又は福祉事務所長が利用料の支払を要しないと認めた 場合
- (2)B階層 前年度分(4月から6月までの申請の場合は前々年度分)の市民税が非課税世帯
- に属する場合 (3) C階層 A階層及びB階層以外の世帯に属する場合